

法務省民商第172号
令和5年9月11日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
法務省大臣官房会計課長
(公 印 省 略)

供託事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

供託規則の一部を改正する省令（令和5年法務省令第36号）が本年9月18日から施行されることに伴い、供託事務取扱手続準則（昭和47年3月4日付け法務省民事甲第1050号当職ら通達）の一部を下記のとおり改正し、同日から施行することとしたので、この旨貴管下供託官に周知方取り計らい願います。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定又は附録第十号様式の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定又は附録第十号様式の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(供託有価証券受払日計簿)</p> <p>第六条 供託有価証券受払日計簿の記載については、次によるものとする。</p> <p>一～三 [略]</p> <p>[号を削る。]</p> <p><u>四</u> [略]</p>	<p>(供託有価証券受払日計簿)</p> <p>第六条 供託有価証券受払日計簿の記載については、次によるものとする。</p> <p>一～三 [同左]</p> <p><u>四</u> <u>寄託又ハ供託セル国債証券附属利札尽了ノモノノ特別取扱規程（大正十一年大蔵省令第五十八号）第三条の規定により請求書の送付を受けたときの記載は、摘要欄に「何年度証第何号利札尽了につき新証券と引換のため払渡」とし、払渡高欄にその枚数及び券面額を記入し、更に同日付けをもつて摘要欄に「同上事由により受入」とし、受入高欄に新証券の枚数及び券面額を記入すること。</u></p> <p><u>五</u> [同左]</p>
<p>(委任による代理人の権限を証する書面が提示された場合の措置)</p> <p>第三十二条の二 供託官は、供託に際して請求があると</p>	<p>(委任による代理人の権限を証する書面が提示された場合の措置)</p> <p>第三十二条の二 供託官は、供託に際して請求があると</p>

きは、規則第十四条第四項前段の規定により提示された委任による代理人の権限を証する書面（供託者の印鑑が押されたものに限る。）の適宜の箇所に附録第八号の二様式による印判を押し、かつ、職印を押さなければならない。

（供託書正本等の訂正）

第三十五条 規則第六条第四項本文の規定により、供託者が供託書の文字の訂正、加入又は削除をした場合には、供託官は、供託書正本又は供託通知書の当該訂正、加入又は削除をした字数を記載した箇所に職印を押さなければならない。

（供託書正本等の契印）

第三十六条 供託書正本又は供託通知書が二枚以上にわたるときは、供託官は、職印をもつて契印しなければならない。

2 [略]

（添付書類の原本還付）

きは、規則第十四条第四項前段の規定により提示された委任による代理人の権限を証する書面の適宜の箇所に附録第八号の二様式による印判を押し、かつ、職印を押しなければならない。

（供託書正本等の訂正）

第三十五条 規則第六条第四項の規定により、供託者が供託書の記載事項について訂正、加入又は削除をした場合には、供託官は、供託書正本又は供託通知書の当該訂正、加入又は削除をした字数を記載した箇所に職印を押さなければならない。

（供託書正本等の契印）

第三十六条 供託書正本又は供託通知書が二葉以上にわたるときは、供託官は、職印をもつて契印しなければならない。

2 [同左]

（添付書類の原本還付）

第七十七条 規則第九条の二第三項の規定による原本還付の記載は、還付すべき書類の謄本の一枚目の用紙の表面余白に附録第十五号様式による印判を押印してするものとする。

第七十七条 規則第九条の二第三項の規定による原本還付の記載は、還付すべき書類の謄本の第一葉の用紙の表面余白に附録第十五号様式による印判を押印してするものとする。

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。